

犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合
**5年以下の懲役または
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
**1年以下の懲役または
100万円以下の罰金**

●動物の保護及び管理に関する法律
第41条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使
し、その健康及び安全を保持することと困難な場所に
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛
護動物を飼養し若しくは保管することにより、衰弱させる
こと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ
と、排せつ物の処理した施設又は他の愛護動物の死体が
放置された施設であつて自己の管理するものにおい
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

罰則が強化
されました。



動物の遺棄・虐待は

恩納村役場村民課



環境省 警察庁
動物愛護センター

石川警察署

098-973-0110

098-945-3043

098-966-1205